

第 1 3 次北海道鳥獣保護管理事業計画の概要及び進捗状況

1 計画策定の根拠

【鳥獣保護管理法】

- 第 3 条第 1 項 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めるものとする。
- 第 4 条第 1 項 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画の概要

第 1 計画期間

○令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

第 2 鳥獣保護区等に関する事項

○鳥獣保護区及び特別保護区の指定に係る方針

- ・鳥獣による被害状況や生息状況から指定区分に応じた資質等を適切に把握し、必要に応じて区域の見直しなどを行う。

○鳥獣保護区及び特別保護地区の指定等計画

区 分	計画前（特保）	第13次鳥獣保護管理事業計画			計 画 終 了 時（特保）
		指定	更新（特保）	満了	
森 林 鳥 獣 生 息 地	箇所 面積	190 169,211 (6,880)	132 103,715 (5,692)	1 296	189 168,947 (6,880)
大 規 模 生 息 地	箇所 面積	3 52,639 (45)	2 33,297 (45)		3 52,639 (45)
集 団 渡 来 地	箇所 面積	20 27,298 (9,252)	1 78	4 1,195	21 27,377 (9,252)
集 団 繁 殖 地	箇所 面積	4 1,237 (1,197)		1 956 (1,367)	4 1,237 (1,197)
希 少 鳥 獣 生 息 地	箇所 面積	4 5,699 (43)		1 86 (43)	4 5,699 (43)
生 息 地 回 廊	箇所 面積	0 0 (0)			0 0 (0)
身 近 な 鳥 獣 生 息 地	箇所 面積	75 5,133 (0)		17 795	75 5,130 (0)
計	箇所 面積	296 261,217 (17,417)	1 78	157 140,044 (7,147)	1 296 (88) 261,029 (17,417)

※計画終了時の面積は、精査に伴う変更起因する増減を含む。

【過年度の進捗状況】

区 分	鳥獣保護区の更新				特別保護地区の再指定			
	箇所数		面積		箇所数		面積	
	R4		R4		R4		R4	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
森林鳥獣生息地	22	同左	27,532	同左	15	同左	2,445	同左
集団渡来地	2	同左	801	同左	1	同左	411	同左
希少鳥獣生息地	1	同左	86	同左	1	同左	43	同左
身近な鳥獣生息地	2	同左	138	同左				
計	27	同左	28,557	同左	17	同左	2,899	同左

区分	指定区分	振興局	市町村	鳥獣保護区名	面積 (特保)	指定期間
新規指定	集団 集来地	オホーツク	斜里町	涛釣沼 ○	78	R5.10.1～ R25.9.30
更新 (再指定)	森林鳥獣 生息地	空知	北竜町	恵岱別 ○	427 (47)	
		日高	様似町	アポイ岳	399	
			えりも町	豊似湖	258	
		上川	占冠村	占冠 ○	563 (42)	
			南富良野町	幾寅 ○	392 (40)	
			士別市	朝日 ○	374 (43)	
		留萌	留萌市	藤山 ○	399 (45)	
			小平町	達布 ○	496 (48)	
			羽幌町	羽幌 ○	450 (51)	
		宗谷	枝幸町	枝幸 ○	398 (49)	R5.10.1～ R15.9.30
オホーツク	遠軽町	武利	389			
		瀬戸瀬	340			
		網走市	呼人	151		
		興部町	興部	565		
		雄武町	ピヤシリ ○	734 (48)		
	十勝	大樹町	歴舟川 ○	503 (52)		
		足寄町	雌阿寒 ○	508 (115)		
	釧路	白糠町	上茶路 ○	491 (75)		
		釧路市	ペンケトー	515		
釧路町	尾幌 ○	483 (31)				
集団 集来地	檜山	今金町	ピリカダム	296	R5.10.1～ R15.9.30	
集団 繁殖地	渡島	松前町	大島 ○	956 (956)	R5.10.1～ R25.9.30	
期間満了	森林鳥獣 生息地	上川	名寄市	風連 ※	467 (80)	

※ 風連鳥獣保護区及び同特別保護地区について

第13次鳥獣保護管理事業計画では更新（鳥獣保護区）及び再指定（特別保護地区）としていたが、周辺地域におけるエゾシカ生息数の増加傾向を受け、当該鳥獣保護区が避難場所となり生息密度が高まり、特に食害による植生環境の資質の低下により、鳥獣保護区としての適性が失われていることから、更新及び再指定しないこととし、本年9月30日に期間満了となるもの。

なお、当該変更は林野庁通達基準により鳥獣保護管理事業計画の変更には該当しない。

【鳥獣保護管理事業計画の変更に関する数値基準（当該事案による増減数値）】

- ・年度ごと20%以上の箇所数の増減
(鳥獣保護区：4%、特別保護地区：6%)
- ・計画期間中における5%以上の箇所数並びに総面積の増減
(鳥獣保護区：箇所数・面積ともに1%未満、特別保護地区：箇所数2%・面積1%)

第3 鳥獣の人工増殖等に関する事項

- 種の保存法に基づき国が行う保護増殖の取組について協力・連携
- 生物多様性保全のため、外来鳥獣の放鳥獣を行わないよう指導

第4 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項

- 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵採取等に係る許可基準（許可・不許可の考え方）
- 目的別（学術研究、保護のため、管理のためなど）の許可基準（対象者、期間など）
- 被許可者への指導、市町村への権限移譲
- 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項（原則、エゾシカ対象）

第5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項

- 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定	第13次鳥獣保護管理事業計画			計画終了時
		指定	再指定	満了※	
箇所	93		39	1	92
面積	35,990		8,479	49	35,990

※満了の1箇所は再指定の箇所に統合

【過年度の進捗状況】

猟具	再指定				期間満了			
	箇所数		面積		箇所数		面積	
	R4		R4		R4		R4	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
銃器	10	同左	1,156	同左	1	同左	49	同左

※ 再指定のうち1件は、期間満了の1件の区域を統合したもの。

【令和5年度の指定計画】

禁止猟具	振興局	市町村	名松	面積	指定期間
銃器	空知	奈井江町	爾波山	99	R5.10.1~R15.9.30
		歌志内市	神威岳	160	
		夕張市	清陵	18	
		月形町	皆楽	27	
	胆振	厚真町	厚真大沼	17	
	渡島	北斗市	茂辺地	10	
	オホーツク	斜里町	斜里	235	
	十勝	幕別町	猿別	351	
		上士幌町	糠平	88	
	釧路	浜中町	幌戸沼	6	

- 猟区の設定状況

	所在地	面積	設定期間	設定者	当初設定
西興部村 猟区	紋別郡 西興部村	30,585	H26.9.15~ R6.9.14	NPO法人 西興部村猟区管理協会	H16.10.1
占冠村 猟区	勇払郡 占冠村	56,057	H26.9.15~ R6.9.14	占冠村	H26.9.15

- 指定猟法禁止区域

- ・鉛ライフル弾、鉛散弾（粒径7mm以上）：全道一円
- ・鉛製散弾規制地域：3箇所

- 指定猟法の使用許可の方針

- ・鉛弾の使用は希少猛禽類の鉛中毒防止目的からヒグマの捕獲を含めその使用を原則許可しない。

第6 第二種特定鳥獣管理計画に関する事項

対象鳥獣	計画策定の目的	対象区域
エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあつれきを軽減するとともに、エゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	全道一円
ヒグマ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	
ゴマフアザラシ	アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	

※ 計画期間：いずれも令和4年4月1日～令和9年3月31日

第7 鳥獣の生息状況調査に関する事項

- 狩猟や許可等で捕獲された鳥獣に関する情報収集を実施
- 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況等の調査を実施

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 鳥獣行政担当職員の配置及び育成
- 鳥獣保護管理員の配置及び育成
- 狩猟者の確保と育成
- 農林水産部局との連携

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施に必要な事項

- 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題（エゾシカ、ヒグマ、ゴマフアザラシ、アライグマ）
- 知床半島地域におけるエゾシカ対策等について、国及び関係機関と連携・協力し、適切な管理を図るための取組を推進
- えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策について、国が行う取組への協力・連携
- 狩猟の適正化推進のため、必要に応じて地域の実情に応じた狩猟規制制度の適切な運用
- 傷病鳥獣について、必要な鳥獣に対して適切な治療の実施